

表示マーク（金）の更新

今回、紀の川市粉河の丸浅旅館から表示マーク更新申請書が東消防署長に提出されたため、署員による立入検査を実施したところ、表示査察判定結果で適合と認められましたので、令和2年11月19日付で東消防署長から丸浅旅館に対して表示基準適合通知書が交付されました。

（紀の川市粉河の丸浅旅館は、平成26年11月に「表示マーク（銀）」を取得、その後3年間連続で申請を継続され、平成29年11月には「表示マーク（金）」を取得していました。）

丸浅旅館へ「表示基準適合通知書」の交付の様子



※ この制度は、ホテル・旅館等からの申請に対して消防機関が審査を行い、消防法令等の防火基準に適合している建物に「表示マーク」を交付する制度です。

任意の制度になりますので、表示マークが掲出されていなくても法令違反になることはありませんが、掲出されている建物は、一定の防火基準に適合しており、その情報を利用者に提供することを目的としています。

